

15 被災した農業用機械を修理・再取得したい

1 支援内容

農業用機械及び生産した農産物の加工用機械の修理・再取得

※ 再取得する機械は、原則、従前に所有していた機械と同程度の能力のもの（ただし、被災農家の複数が組織化して機械を共同利用する場合、従前より能力が高い機械も対象となることがあるため、お問い合わせください。）

○助成対象（例）

トラクター、田植機、コンバイン、穀物乾燥機、農業専用トラック 等

×助成対象外（例）

- ・育苗箱、パレット、コンテナ、運搬台車等の補完的器具
- ・トンネル、マルチ、燃料、農薬、肥料等の消耗品

2 支援対象者

地震により農業用機械が壊れた農家

3 農家の負担割合

事業費の1／10（国5／10、県2／10、市町2／10）

※ 自己負担分については公的融資（無担保・無利子）の対象

4 必要書類

- ・被災状況が確認できる写真、被災証明書
- ・令和6年1月1日以降の取組であれば、本事業の手続前の取組も対象。その際、見積書や領収書等の支払関係書類

事業名：農業機械再取得等支援事業（農業用機械）
担 当：石川県農林水産部 農業経営戦略課